### 仮ナンバーの返却について

貸出期間が終了したときは、仮ナンバーと許可証を速やかに(5日以内に)返却してください。貸出期間の満了日が区役所の閉庁日(土日・祝日等)に該当するときは夜間窓口にご返却ください。

※仮ナンバーの有効期間が満了した日から五日以内に番号標、許可証を返却しないときは、6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。(道路運送車両法第108条)

#### 【返却方法等】

■平日日中の返却窓口・郵送先(問合せ先)

〒173-8501 板橋区板橋2-66-1

板橋区役所北館3階13番窓口

課税課税務係

Tel 03-3579-2095

■夜間・閉庁日に返却する場合

夜間窓口をご利用ください。

•平日夜間返却受付

17:00~22:00

· 閉庁日返却受付

8:30~17:00

※上記の時間以外は、夜間ポストへ返却してください。

■返却窓口・郵送先(問合せ先)、夜間・閉庁日返却場所

赤塚支所貸出分

区役

所

本

庁

貸

出

〒175-0092 板橋区赤塚6-38-1 赤塚支所住民サービス係 LL 03-3938-5113

- ※夜間・閉庁日の返却は赤塚支所1F夜間窓口まで
- ※詳しくは住民サービス係までお問い合わせください。

# 自動車臨時運行許可

## (仮ナンパー)

## のご案内

○ 自動車臨時運行許可とは 車検の切れている車両(新規に受ける場合含む) の車検証を取得するために、運輸支局等まで臨時 で公道の運行を許可するものです。

- 板橋区で貸し出すことが出来るのは 臨時で運行する経路に板橋区が含まれている場合のみです。
- 貸出日時及び期間、受付場所等について 申請は区内2か所の窓口において、平日に受付いた します。貸出期間は目的や経路から必要最小限の期 間となります。手続き、必要書類等については裏面「仮 ナンバーの申請について」をご覧ください。



## 仮ナンバーの申請について

#### 【申請窓口】

- ■板橋区役所北館3階13番窓口 課税課税務係 Tel 03-3579-2095
- ■赤塚支所1階 住民サービス係 Tel 03-3938-5113

#### 【受付日時】

- ■平日(年末年始・祝日を除く月~金) 8:30~17:00
- ※申請は臨時運行の当日もしくは前日から受付します。(但し、運行日前日が区役所の閉庁日の場合は、直前の開庁日から受付します)

#### 【申請に必要なもの】

仮ナンバーを借りる時には必要事項を記入した「自動車臨時 運行許可申請書」を提示していただくとともに、書類審査に必 要な次の書面を提示してください。

- ① 自動車損害賠償責任保険証明書(必ず原本)
  - ※仮ナンバーの有効期間翌日まで保険期間のあるものに限る。
- ② 自動車を確認するための書類で次のうちのいずれか一つ。
  - (a)自動車検査証
  - (b) 登録識別情報等通知書(一時抹消登録証明書)
  - (c)自動車検査証返納証明書
  - (d)通関証明書
  - (e)メーカー発行の譲渡証明書
- ③ 申請者の本人確認書類(運転免許証など)

#### 【有効期間】

■5日以内 ※目的や経路等から必要最小限の期間

#### 【手数料】

■750円(1回1件につき)

### 運行上の注意

- 仮ナンバーは、自動車の前面及び後面の見やすい位置に ボルト、ワイヤー等で脱落しないよう確実に取り付けてください。 2輪は後面に取り付けてください。
- 許可証は、自動車の運転中、ダッシュボードなど前面の見 やすい位置に表示してください。
- 仮ナンバーの使用は一回限りのもので、許可を受けた自動 車、目的、経路及び期間以外に使用することはできません。
- ※ 不正な手段により許可を受けた場合は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されることがあります。(道路運送車両法第107条)
- 運行時は、自賠責保険証明書は必ず携帯してください。
- ※ 違反すると30万円以下の罰金により処せられます。(自動車損害賠償 保障法第88条)
- 仮ナンバー及び許可証は紛失及び盗難のないようにご注意ください。なお、万が一、仮ナンバー及び許可証を紛失したり盗難にあった場合には、ただちに板橋区に連絡して指示を受けるとともに、所轄の警察署へ届け出てください。

